

# 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人蒼隆会

## 1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、ご利用者の生活の自由を制限することであり、ご利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、ご利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### ① 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定(運営基準)

「サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」

### ② 緊急やむを得ない場合の例外三要件

ご利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解したうえで身体拘束を行わないケアを提供することが原則です。しかしながら、以下の三要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

ア) 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する手段がないこと。

ウ) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 身体拘束を行う場合には、これら三要件すべてを満たすことが必要。

## 2 身体拘束廃止に向けての基本方針

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### ① やむを得ず身体拘束を行う場合

ご利用者又は他のご利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「身体拘束適正化検討委員会」を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合であること、

また切迫性・非代替性・一時性の三要件すべてを満たしている場合にのみ、ご利用者またはご家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を残し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

### ② 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

ア) ご利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

イ) 言葉や応対等でご利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

ウ) ご利用者の思いをくみ取り、ご利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

エ) ご利用者の安全を確保する観点から、ご利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行いません。

オ) 「やむを得ない」と拘束に準ずるような行為を行っていないか、常に振り返りながらご利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

### 3 身体拘束適正化検討委員会、その他施設内の組織づくり

当法人では、身体拘束の廃止に向けて「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。

#### ① 設置の目的

- ・ 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除へ向けての検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

#### ② 身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は、3ヶ月に1度の定期開催とし、必要に応じてその都度開催します。緊急な事態(数時間以内に身体拘束を要す場合等)は、介護職員より施設長に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催します。委員会に参加できない職員等が想定される場合は、意見を聞くなどの対応により意見を盛り込み検討します。

#### ③ 身体拘束適正化検討委員会の構成委員

- ・ 施設長
- ・ 介護支援専門員
- ・ 生活相談員
- ・ 介護職員(身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者)
- ・ その他必要に応じ委員を指名する

#### ④ 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

介護職員及びその他職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を以下のとおり実施します。

ア) 定期的な研修の実施(年2回以上)

イ) 新任職員への研修の実施

ウ) その他必要な教育・研修の実施

エ) 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

#### ⑤ 身体拘束適正化の担当者の選任

身体拘束廃止推進のための担当者は委員会の委員長とします。

### 4 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

#### ① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化のための検討委員会を中心として、当委員会の構成メンバーが集まり、拘束によるご利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に【切迫性・非代替性・一時性】の三要件すべてを満たしているかどうかについて検討・確認します。

三要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、【拘束の方法、場所、時間帯、期間等】について検討し、ご利用者及びそのご家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取組みや改善の検討を早急に行い、実施に努めます。

② ご利用者本人やご家族に対する説明

【身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所、改善に向けた取組み方法】を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を終えてもなお、拘束を必要とする場合については、事前にご家族等と行っている身体拘束の内容と方向性、ご利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

ご利用者の心身の状況、三要件の該当状況、身体拘束の内容と時間等を詳細に記録します。また身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は5年間保管します。

④ 身体拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、ご家族に報告いたします。

【対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

5 身体拘束廃止に向けた多職種の役割

身体拘束の廃止のために、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

6 当指針の閲覧について

当指針は、ご利用者及びそのご家族の求めがあればいつでも施設内にて閲覧が出来るようにするとともに、ホームページ上に公表します。

付則

2024年4月1日より施行します。